

寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 4 号

寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。